

甲斐市議会 (仮称) 篠原地区公園整備事業特別委員会 会議録

1. 開催日時 令和7年9月19日

2. 招集場所 甲斐市役所委員会室A

出席委員 (9名)

委員長	藤原正夫君	副委員長	滝川美幸君
	山本英君		山坂賢太君
	若尾彰子君		谷口和男君
	清水和弘君		金丸幸司君
	内藤久歳君		

欠席委員 (なし)

傍聴議員 (4名)

議長	秋山照雄君		依田那津希君
	樋口孝之君		小澤重則君

説明のため出席した者の職氏名

まちづくり 振興部長	小宮山 尚君	こども子育て 健康部長	堤 貞治君
建設課長	保坂俊和君	都市計画課長	久保欽一君
子育て支援課長	中村大輔君	建設整備係長	秋山裕介君
公園緑地係長	清水 隆君	児童係長	丸茂貴幸君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	中澤一昭	書記	深澤隼人
書記	圓谷孝宏		

審査内容

1 条例等審査

議案第47号 甲斐市しのはら公園子ども体験学習施設条例の制定の件

2 その他

開会 午後 1時46分

○書記（深澤隼人君） ご参集大変お疲れさまです。

ただいまから（仮称）篠原地区公園整備事業特別委員会を開会いたします。

本日の委員会は、初めに委員長よりご挨拶をいただきまして、委員長の進行により議事を進めてまいります。

それでは、藤原委員長、お願いいたします。

○委員長（藤原正夫君） どうもこんにちは。連日の審査、ご苦労さまです。

今日もスムーズに進行できますようお願いいたしまして、私の挨拶とします。よろしくお願ひします。

ただいまの出席委員は9名です。定足数に達しておりますので、これより（仮称）篠原地区公園整備事業特別委員会を開会をいたします。

なお、本日は委員外議員の傍聴を許可しますので、ご承知おき願ひたいと思います。

本日の委員会は、今定例会初日に付託されました議案の審査を行います。

審査に入る前にお諮りします。本日は円滑に審査を行うため、タブレットに入っております議案審査の日程により審査を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原正夫君） ご異議なしと認めます。そのようにいたします。

○委員長（藤原正夫君） それでは、条例等審査を行います。

議案第47号 甲斐市しのはら公園子ども体験学習施設条例の制定の件を議題といたします。

それでは、当局より説明をお願いいたします。

中村子育て支援課長。

○子育て支援課長（中村大輔君） お疲れさまでございます。

子育て支援課より、議案第47号 甲斐市しのはら公園子ども体験学習施設条例の制定の件についてご説明をさせていただきます。

議案書の8ページから13ページ、議会資料につきましては3ページから7ページになり

ます。

初めに、議案書13ページをお願いいたします。

提案理由になりますが、子育て支援の充実を通じて子どもの心身の健やかな成長に資するとともに、多世代が交流する施設として効率的かつ効果的に運営するため、指定管理者の導入とその業務範囲等について定める必要があることから、本条例を制定するものであります。

それでは、条文の説明をいたします。8ページにお戻りください。

第1条につきましては、甲斐市しのはら公園子ども体験学習施設の設置について定めるものであります。

第2条につきましては、名称及び位置について定めるものであります。

第3条につきましては、指定管理者による管理について定めるものであります。しのはら公園及び子ども体験学習施設につきましては、民間事業者の運営能力や経営ノウハウを活用することで、市が将来にわたり負担していくコストの削減や多様化するニーズに合わせた効率的かつ効果的なサービスの提供が可能になることから、指定管理者制度を導入してまいりたいと考えております。

第4条につきましては、指定管理者の業務の範囲。

第5条につきましては、指定の手續であり、指定管理者の指定に係る手續について定めるものであります。

第6条につきましては、施設の休館日。

第7条につきましては、開館時間等。

第8条につきましては、利用者の範囲について。

第9条につきましては、利用の許可について定めるものであります。

10ページをご覧ください。

第10条につきましては、利用の制限について。

第11条につきましては、利用許可の取消し等について。

第12条については、利用料金について定めるものであります。

第13条につきましては、利用料金の還付について。

第14条につきましては、原状回復の義務について定めるものであります。

11ページをご覧ください。

第15条につきましては、損害の賠償について。

第16条については、遵守事項について。

第17条については、事業報告書の作成及び提出について指定管理者の義務を定めるものであります。

第18条につきましては、委任について。条例の施行に関して必要な事項については規則で定めることとしております。

続きまして、附則になりますが、施行期日につきましては、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において規則で定める日といたしますが、体験学習施設の管理に関する準備行為につきましては、条例施行日前においても指定管理者を指定することができるものと定めております。

12ページをご覧ください。

別表第1、第7条関係につきましては、貸し出しを行う各施設の利用時間でありまして、

1の屋内遊戯体験スペースの利用時間につきましては、1クールを90分としまして、1日を4クールに分けた入場者の入替え制を実施いたします。

2の託児スペース、3の子育てひろば、4の体験学習室の利用時間につきましては、記載のとおりであります。

別表2、第12条関係につきましては、各施設の利用料金について定めるものであります。

1の屋内遊戯体験スペースの利用料金につきましては、児童が1クール200円、保護者が1クール300円。10人以上の団体利用の場合、児童が100円、保護者等が200円となっております。

2の託児スペース利用料金につきましては、1時間ごとに300円。

3のその他施設利用料金につきましては、表に記載のとおりであります。

以上が条例の内容でございます。

続きまして……。失礼いたしました。訂正いたします。2の託児スペースの利用料金につきましては、1時間ごとに500円、その他の利用施設につきましては、表に記載のとおりであります。失礼いたしました。

続きまして、議会資料の3ページをお願いいたします。

甲斐市しのはら公園子ども体験学習施設条例の制定の概要について。

1の条例制定の経緯につきましては、子どもたちの心身の健やかな成長に資するため、過去に実施した計画策定のニーズ調査において要望の高かった「全天候型の屋内遊戯施設」のほか、「気軽に相談できる子育てひろば」、旧緑化センターの学習機能を継承した「緑を活かし緑に親しむ学習施設」の整備に当たり、甲斐市しのはら公園子ども体験学習施設条例及

び甲斐市しのはら公園子ども体験学習施設条例施行規則を制定するものであります。

2の設置から5の施行予定日につきましては、先ほど条例の説明の中で申し上げたとおりでございます。

議会資料の4ページをお願いいたします。

甲斐市しのはら公園子ども体験学習施設条例施行規則についてご説明をさせていただきます。

規則第1条はこの規則の趣旨で、甲斐市しのはら公園子ども体験学習施設条例の施行に関し、必要な事項を定めるものであります。

規則第2条につきましては、指定管理者の指定の申請に関し、条例第5条第1項の規定による必要な書類を定めるものであります。

規則第3条につきましては、屋内遊戯体験スペースの利用許可の申請について定めるものであり、規則第4条につきましては、屋内遊戯体験スペースの利用の許可について定めるものであります。

5ページをご覧ください。

規則第5条につきましては、屋内遊戯体験スペースの団体利用の変更等の手続について定めるものであり、規則第6条につきましては、託児スペースの利用許可の申請について、規則第7条については、その申込みの取消し等の申出について定めるものであります。

規則第8条については、体験学習室の利用許可の申請について、規則第9条については、その利用終了の届出について定めるものであります。

6ページをご覧ください。

続きまして、規則第10条につきましては、条例第12条第3項の規定による利用料の減免についてであります。

規則第11条については、利用料の減免申請について。

規則第12条につきましては、損壊等の届出について。

規則第13条については、遵守事項について定めるものであります。

規則第14条、その他につきましては、この規則に定めるもののほか、体験学習施設の管理等に関し必要な事項は市長が定めるところであります。

最後に、附則であります。施行期日については条例施行の日。ただし、経過措置として条例施行日前において指定管理者が指定される場合については、規則第2条の規定の例によるとともに、この規則による体験学習施設の利用に係る許可、利用料金の徴収、その他必要

な行為は施行日前においても行うことができると定めているところであります。

以上、規則の概要についてご説明させていただきました。条例の制定と併せご審議のほどよろしく願いいたします。

以上になります。

○委員長（藤原正夫君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

ここで委員並びに職員各位に申し上げます。

質問は一問一答とし、また質問・答弁は簡潔・明瞭にさせていただきますようお願い申し上げます。

それでは、説明に対する委員の質疑を行います。

質疑等がありましたら、お願いをいたします。

滝川副委員長。

○委員（滝川美幸君） 先ほどの説明の中で使用の時間帯が4つのクールに分かれているという説明がありましたけれども、施設を利用する場合に丸1日使用するという形は許可されるのでしょうか。

○委員長（藤原正夫君） 中村課長。

○子育て支援課長（中村大輔君） 可能であります。ただし、1クールずつに総入替え制度を取っておりますので、チケットを買っていただいて、毎回出て入ってということをしていただく形になります。

以上です。

○委員（滝川美幸君） 分かりました。続けていいですか。

○委員長（藤原正夫君） 滝川副委員長。

○委員（滝川美幸君） 今、第11条でしたっけ、第11条の2に減免の許可書という説明がありましたけれども、減免をどのような対象の団体とかにするということはもう決まっているんですか。

○委員長（藤原正夫君） 中村子育て支援課長。

○子育て支援課長（中村大輔君） 議会資料の6ページになりますけれども、現時点におきましては、市の主催ですとか共催となる事業について減免のほうを想定しております。指定管理者がこの後決定をしたところで協議を進めまして、減免の対象となる具体的な事業ですとか団体について定めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員（滝川美幸君） はい、分かりました。

○委員長（藤原正夫君） ほかにございますか。

谷口委員。

○委員（谷口和男君） 体験学習施設の有料部分、なるべく安価な形でということ saying たんですけども、これでいくと保護者、例えば両親と子供2人行ったとすれば90分で1,000円かかるような形になると思うんですけども、これはどこを基準に決められたんでしょうか。

○委員長（藤原正夫君） 中村子育て支援課長。

○子育て支援課長（中村大輔君） 料金につきましては、子供2人親が1名ですと700円ということになるんですけども、近隣のサウンディング調査ですとか、あと近隣の同類施設等を参考にするとともに、何度でも来たくなるような無理のない形で設定をさせていただいたところであります。

以上です。

○委員長（藤原正夫君） 谷口委員。

○委員（谷口和男君） 近隣というと、私のイメージからすると「ニコリ」にあるような施設とか、中央市にありますよね。あれでいけば、市民は無料で市外の人が子供が200円かな、何かそんな程度だったと思うんですけども、参考にした近隣施設というのはどこを参考にしているんですか。

○委員長（藤原正夫君） 中村子育て支援課長。

○子育て支援課長（中村大輔君） 甲府の「おしろらんど」等を参考にしております。「にらちび」ですとか中央市の施設につきましては、子育てひろばということで市内と市外で料金を分けているというふうに伺っております、本市の施設におきましても子育てひろばというのを有料の施設とは別に施設内に設ける予定であります、そちらにつきましては市民限定利用ということで、料金については無料ということで設定をしております。

以上です。

○委員長（藤原正夫君） よろしいですか。

ほかにございますか。

若尾委員。

○委員（若尾彰子君） すみません、今の答弁のところなんですけれども、市民限定の子育て

ひろばというのは、すみません、ちょっと記憶になかったんですが、前回だとかで図面で示されていたところのどの辺りが市民限定のエリアになってくるのでしょうか。

○委員長（藤原正夫君） 丸茂児童係長。

○児童係長（丸茂貴幸君） 本施設の2階の部分に子育てひろばのエリアを設けております。

そのところは市民限定で無料の施設といたしまして、そこで乳幼児の教室なども計画を考えております。

以上です。

○委員長（藤原正夫君） 若尾委員。

○委員（若尾彰子君） ということは、2階のエリアに上がるには、市民か市民でないかを証明しなければならない、そういう何か受付的なところがあるということでしょうか。

○委員長（藤原正夫君） 中村子育て支援課長。

○子育て支援課長（中村大輔君） 子育てひろばに入るところで住所確認等をさせていただきたいと考えております。

以上です。

○委員長（藤原正夫君） 谷口委員。

○委員（谷口和男君） 結局、市外の人が例えば甲府市の人と一緒に遊びに来たとかいうことになる、子育てひろばに入るのに市外の方は遠慮してくれということになるわけですか。

○委員長（藤原正夫君） 中村子育て支援課長。

○子育て支援課長（中村大輔君） 子育てひろばにつきましては、市民の方限定ということで、そういった形になりますけれども、子育てひろばの周りにも小さな子供も遊べるエリアを作っておりますので、そちら無料のエリアにおいてもそういったことができますので、そういった形で対応していきたいと考えております。

以上です。

○委員長（藤原正夫君） 谷口委員。

○委員（谷口和男君） じゃ、外のエリアということですかね。

○委員長（藤原正夫君） 中村支援課長。

○子育て支援課長（中村大輔君） 2階の中で場所を区切って子育てひろばにしてはありますが、それ以外に自由に遊べるフリースペースというのがありまして、そちらに遊具ですとか小さな子供も遊べるようなものも置く予定でありますので、そちらで市外の小さな子供は遊んでいただくか、もしくは有料エリアにも小さな子供向けの遊具もありますので、そちらで遊ん

でいただくか、屋外にも無料のエリアがありますので、そういった形でどなたでも遊んでいただけるような形を考えております。

以上です。

○委員長（藤原正夫君） よろしいですか。

若尾委員。

○委員（若尾彰子君） 料金について、市内と市外で差を設けているところはあるとは思いますが、子供を連れた保護者が過ごすエリアで市内と市外で分けているというところはなかなかないと思います。甲斐市というのは、本当に近隣の自治体とすぐ近くの距離にありますので、お友達同士で家族ぐるみのお付き合いでこういった施設を利用することもあると思います。その中で市内と市外で利用できる場所が分かれてしまうというのは、非常に不都合ではないのかなと思いますが、そのあたりどのようにお考えでしょうか。

○委員長（藤原正夫君） 中村子育て支援課長。

○子育て支援課長（中村大輔君） あくまで子育てひろばにつきましては、補助金をいただいた事業の中でやっておりまして、あくまで市民のための施設ということになりまして、今現在竜王の東のほうでもやっていたりするんですけども、その機能をこちらに持って来るということで、そちらについては各子育ての相談をしていただいて、その相談内容に応じては市の各ほかの施設と連携して相談内容に対応するというようなことを考えておりますので、あくまで子育てひろばに限っては市民のサービスということで限定をしていきたいというふうに考えておりまして、そのほかについては市民も市外の方も同じように遊べる部分、利用できる部分になっておりますので、そういった形で区分けをしてご理解をいただきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（藤原正夫君） ちょっといろいろ区分けが難しいですが。

ほかにございますか。

金丸委員。

○委員（金丸幸司君） 1点。条例の制定の中で、施設内で例えばけが等をされた場合の責任というかが載っていないような気が、ちょっと見落としていたらごめんなさい。そういうのがないような気がするんですけども、その辺はどのようになっているかちょっと。

○委員長（藤原正夫君） 中村子育て支援課長。

○子育て支援課長（中村大輔君） お答えいたします。

現在仕様書等を作成をしているところでありますが、その中で指定管理者に保険加入の義務、責任を負うという文言を入れておりますので、その中で指定管理者が決まったところでその内容についても詳細に、補償の限度額等を仕様書に定めて、加入をしなければならないということを仕様書にうたっておりますので、その内容で指定管理者と話を詰めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（藤原正夫君） 滝川副委員長。

○委員（滝川美幸君） 先ほどのちょっと確認ですけれども、補助金の話が出て、国からの補助金の内容で市民限定にしなければならないという説明だったと思いますが、そういうことはほかの市町のそういう場所でも同じようなことが考えられますが、その辺いかがですか。

○委員長（藤原正夫君） 丸茂児童係長。

○児童係長（丸茂貴幸君） 現在、子育てひろばにおきましては、利用者支援事業と地域子育て支援事業の拠点事業のほうの補助金を設けております。こちらのほうに関しては、今竜王の東児童館の2階で行われている竜王の子育て広場と敷島の子育てひろばのところで2か所で今市民限定で行っているところでございます。

○委員長（藤原正夫君） 滝川副委員長。

○委員（滝川美幸君） 市内のことは、これは市内で結構ですけれども、私が伺ったのは、他市町村のこのような施設の中に市民限定のエリアがあるかどうかということ伺いたいなと思ったんです。

○委員長（藤原正夫君） 中村子育て支援課長。

○子育て支援課長（中村大輔君） お答えいたします。

先月、部のメンバーで渋谷区の「c o しぶや」という施設にうかがいましたけれども、そちらのほうは区民限定ということでエリアを設けていまして、そのほかのエリアについては有料で区民も区外の方も使用可能ということで運営をしておりました。そちらのほうも参考にしているところであります。

以上です。

○委員長（藤原正夫君） 滝川副委員長。

○委員（滝川美幸君） 東京都は人口も多くて区自体が広いので、それも可能かなと思いますけれども、先ほど若尾議員が質問した内容としては、ここの甲斐市に隣接している市町村の施設が片方は市民限定のものであるとか、例えば甲府とか韮崎とかは市民限定ではなくても

どなたでもいいですよというその差があるかどうかということをちょっと教えていただきたいなと思っているのですけれども。

○委員長（藤原正夫君） 丸茂児童係長。

○児童係長（丸茂貴幸君） お答えします。

「にらちび」におきましては、市民限定ではないんですけれども、市外ということで100円の利用料金を取っております。中央市の「しんちび」も事業者は同じですので、同じように市外料金のほうを取っております。

以上です。

○委員長（藤原正夫君） 滝川副委員長。

○委員（滝川美幸君） ありがとうございます。あと1ついいですか。

そうしますと、甲斐市でも利用料金を決めるときに、例えば子供さんだったら市外であっても少しお安くするとか、そういう配慮というのはしていく可能性というのがありますか。例えば、付き添いの保護者の方には支払っていただいてもいいんですけれども、子供さんに対する使用料というものを検討する可能性はありますか。

○委員長（藤原正夫君） 中村子育て支援課長。

○子育て支援課長（中村大輔君） 例えば、自分で遊べないようなお子様というのをお連れの場合ということだと思えるんですけれども、今のところそういった何歳未満を料金無料にするといったことは考えておりません。小さいお子様でも遊べる、何らか楽しめるような遊具の設定については考えております。また、例えば兄弟を親御さんが連れて来た場合に、小さい子が遊べないといった場合については、託児スペースというのを用意してありますので、そちらに預けていただいて、遊べる子供と親御さんと一緒に入っていただく、そういった形の利用を想定しているところであります。

以上です。

○委員長（藤原正夫君） ほかにございますか。

山本委員。

○委員（山本 英君） すみません。市民限定エリアの中なんですけれども、そこにはどういったものがあるのか、ちょっともう1回教えてもらいたいんですけれども。遊具とかそういったものがあるんですか。

○委員長（藤原正夫君） 丸茂児童係長。

○児童係長（丸茂貴幸君） 言葉足らずで申し訳ございません。

子育てひろばの中には、相談業務を行ったり、親子の乳幼児教室を行ったり、予定としては父親教室なんていうような父親に対する教室、また産前教室などのケアなどができるような形にしたいと考えております。

ただ、市民限定という形にしたのは、相談業務の中で深刻なお話になられたときに、いずれ市の専門の相談員のほうへ引き継ぐ業務、一時的な業務でございますので、どうしても市外の方ですとそこで止まってしまう形がございますので、今回市民限定という形をとらせていただいております。

○委員（山本 英君） 分かりました。遊具があって遊べなくなるのかと思ったので、分かりました。

○委員長（藤原正夫君） 大丈夫。

○委員（山本 英君） 大丈夫です。

○委員長（藤原正夫君） 若尾委員。

○委員（若尾彰子君） 団体利用について聞かせてください。条例の12条関係なんですけれども、団体の利用料金、児童10人以上で利用する場合に適用するとあるんですけれども、こういった施設の管理をしている方からお話を伺いまして、子供だけで10人というのが結構ハードルが高いということを伺いました。

何でかと言いますと、療育、発達に特性があるお子さんを受け入れている施設なんかですと、もともとが小規模でやっていますので、こういったお出かけをする先で10人の子供をまとめて連れて行くとなるのが非常に難しい。ですけれども、レクリエーションの一環としてこういった施設にお子さんたちを連れて行きたいという施設側の希望もありますし、保護者の方もそういったことを望んでいらっしゃる。

なので、できれば子供だけで10人ではなくて、そういった団体についてですとか、そういったまたくくりなんかを設けていただきまして、大人も含めて10人にしてもらえれば、団体としてもっとより多くの団体が利用できるというふうにお伺いしているんですけれども、何とかここを子供10人ではなくて、大人も含めて10人というふうに見ていただければなんて思うんですが、そのあたりいかがでしょうか。

○委員長（藤原正夫君） 中村子育て支援課長。

○子育て支援課長（中村大輔君） 大変申し訳ございません。児童10人ということでこちら設定をさせていただいておりますので、そのような形で対応させていただきたいと思っております。

〔「他市も」と呼ぶ者あり〕

○子育て支援課長（中村大輔君）　そうですね、他市の状況、他市も10人ということで、参考にした市町村も10人ということでありましたので、このようにさせていただいたところ
であります。大変申し訳ございませんが、そのような形でご理解をいただきたいと思
います。
以上です。

○委員長（藤原正夫君）　若尾委員。

○委員（若尾彰子君）　じゃ、きっとまた運営が始まればそういった意見も届くと思
いますの
で、そのときには再度ご検討をお願いいたします。

○委員長（藤原正夫君）　そうですね。

よろしいですか。

ほかにございますか。

谷口委員。

○委員（谷口和男君）　このメンバーもこの細かいのをアップされてから初めて見たと思
うん
ですよ。それで、市民の方もほとんどご存じないと思うんですよ。これを作るに当たっ
ては、
ワークショップを開いて4回にわたってかな、多くの市民が集まっているいろいろやっ
ている
んですよ。その辺のところでは有料施設の希望いうのもあまりないですけども、有
料施設
が一部できるのは分かるんですけども、市民しか利用できないだとか、あるいはこ
こまで
今決めてしまうのがどうなのかという、私としては今これで決めてしまうことには
納得
できないという立場ですね。そこまで決めてしまうのは。

○委員（若尾彰子君）　中村子育て支援課長。

○子育て支援課長（中村大輔君）　料金の設定につきましては、指定管理者を募集するに
当た
り、その条例の中で料金を設定するということがありますので、そのように設定をさ
せて
いただいたところでもあります。

料金につきましては、これまでもサウンディング調査ですとかそういったもの、他市の調
査と
かもありまして、いいものであればある程度の料金というのはいまのところの判
断と、
あと本施設につきましては、近隣にない広さと遊具の内容等を持っているので、ある
程度
料金については市民の方にも納得いただけるものと考えております。

それで、料金を徴収することによりまして、市の指定管理の持ち出し分をできるだけ少
なく
していこうという意図もありますし、その指定管理者が徴収した金額を次の投資
です
とか、メンテナンスや新しい遊具の購入とかそういったものに活用していただける
こと
で、常に施設が新鮮にかつ次から次へと子供たちが何回来ても楽しんでいける
とい
うような施設にした

いというふうに考えておりました、料金を徴収させていただくということになりますので、料金の徴収についてはそのような形でご理解をいただければと思います。

以上です。

○委員長（藤原正夫君） 谷口委員。

○委員（谷口和男君） 公共施設は営利企業ではないわけですよね。民間で造った建物でそれなりにやっていくのであれば、もちろんその金額を入れるいうのもあるんですけども、公共で造った建物でやっていくのは、やはりその辺のところはちょっと調整が必要だと思うんですよ。今話を聞いていると、利用料で設備を更新するとかそういう形になっているんですけども、やはり公共施設27億円使って税金で造っている施設ですから、造り替える、今度はどこの所有になるわけ、指定管理者の所有になっちゃうわけ、そういう建物自体、遊具自体は。

○委員長（藤原正夫君） 中村子育て支援課長。

○子育て支援課長（中村大輔君） 建物や遊具については市の所有ということになります。

先ほどの施設の更新ですとか、ちょっと新しいものの購入ですとかは、仕様書の中で仮に備品の20万円なんですけれども、そういった軽微なものについては、施設側がその収入を基に新しいものをどんどん入れてくださいということを仕様書の中で提案するように盛り込んでいるところであります。

以上です。

○委員長（藤原正夫君） よろしいですか。

谷口委員。

○委員（谷口和男君） 結局、使用料の収入というのは、とりあえず指定管理者で管理するわけですか。それとも市のほうで管理するわけですか、これ。

○委員長（藤原正夫君） 中村子育て支援課長。

○子育て支援課長（中村大輔君） 指定管理者の収入となりますが、市においてはその金額を想定し差し引いた中で指定管理料の支払いを行うということになりますので、指定管理者につきましては、努力をしてたくさん利用者を常に集めるような形をとっていただければ、より収入が増えるような形になります。

市におきましても、収入がたくさんあった場合については、指定管理料を減らすなりそういったことで将来的にわたって市の負担を少なくするとともに、施設がいつまでも新鮮で人気のある施設で常に回っていくというようなウィン・ウインの関係になるものと考えている

ところであります。

以上です。

○委員長（藤原正夫君）　ということですがけれども。

清水委員。

○委員（清水和弘君）　1つお聞きしますけれども、現在、甲斐市で指定管理制度でやっているところと、今回今審査していますものとの条例関係で、大変違いがあるんだという部分がございますか。それとも全く個別のものだと、こういう認識でしょうか。

○委員長（藤原正夫君）　中村子育て支援課長。

○子育て支援課長（中村大輔君）　お答えいたします。

本市で他に、全て私のほうで把握しているわけではないんですけれども、ほかの指定管理施設につきましては、原則として何年か運営をした後に指定管理者の募集を行いまして、その利用率とか利用料金とかそういったものがある程度分かった中で指定管理を募集して、それでもできるというようなところに手を挙げていただいているところですが、今回の篠原地区公園の子ども体験学習施設と篠原公園につきましては、施設と公園一体型で施設のオープン時から指定管理を募集するというので、それは本市にとってはこれまでしたことのない初めての事業ということでなっております。

以上です。

○委員（清水和弘君）　分かりました。大丈夫です。

○委員長（藤原正夫君）　よろしいですか。

谷口委員。

○委員（谷口和男君）　じゃ、先ほど聞いて、体験学習施設の指定管理だけではなく、公園全体の手入れもするわけですか、木の剪定だとかいろいろあると思うんですよ。そのほか。それを体験学習施設の一部の収入の中でやっていけということなんですか。

○委員長（藤原正夫君）　中村子育て支援課長。

○子育て支援課長（中村大輔君）　今回の施設につきましては、体験学習施設と公園の一体型の管理ということで、その指定管理に決まった業者において公園の剪定ですとか水やり、消毒、そういったことも全てその事業者に賄っていただいて、費用についても市のほうで指定管理料としてその分も含めてお支払いをするというような形で考えているところであります。

以上です。

○委員長（藤原正夫君）　ほかにございますか。

金丸委員。

○委員（金丸幸司君） ちょっと教えてください。

遊具の体験スペースというのと、あと託児のスペースって人数制限というのはあるんですかね、利用する際。ちょっとそれが分かったら教えてください。

○委員長（藤原正夫君） 中村子育て支援課長。

○子育て支援課長（中村大輔君） 有料の体験学習スペースにつきましては、1クール150人、子供たちが走り回ってもけがをしない広々とした空間で、1回150人の入替え制になっております。

託児スペースにつきましては、最大で5人ということで決めておりますが、子供の年齢等によりましてそのときに受け入れられる人数は調整するというようなことで考えているところです。

以上です。

○委員長（藤原正夫君） 金丸委員。

○委員（金丸幸司君） はい、分かりました。じゃ、150人以上入った体験スペース、例えば150人遊んでいたらちょっと待機して待っていてもらうというようなことは施設の方が見ながら順次やると。分かりました、はい。

○委員長（藤原正夫君） よろしいですか。

ほかにございますか。

谷口委員。

○委員（谷口和男君） 一応希望的なのは聞いているんですよ。ですけれども、実際目標として何人程度使って、幾らぐらいの収入を見込んでいるとか、その辺のところまで出さないと、金額まで決めるというのはちょっと無茶だと思うんですよ。

○委員長（藤原正夫君） まだこれは、どのぐらい入るということはまだ……。

中村子育て支援課長。

○子育て支援課長（中村大輔君） 想定人数は年間5万人ということで想定しております。

以上です。

○委員長（藤原正夫君） 谷口委員。

○委員（谷口和男君） 5万人というのは、有料施設の金額というのはどの程度になっているんですか。

〔「休憩お願いします」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原正夫君） ちょっと休憩します。暫時休憩します。

休憩 午後 2時24分

再開 午後 2時25分

○委員長（藤原正夫君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

先ほどの質問の中の答弁ですけれども、中村子育て支援課長。

○子育て支援課長（中村大輔君） まず金額、どのように決めたかということにつきましては、近隣の施設を参考にしまして、競合しないように、甲斐市だけ高くなって利用率が減らないようにということとさせていただきます。人数につきましては、5万人も「おしろらんど」等を参考に5万人を算出したところであります。

以上です。

○委員長（藤原正夫君） 谷口委員。

○委員（谷口和男君） じゃ、使用料収入とかそういうところは、一応参考には入れていないんですね。

○委員長（藤原正夫君） 中村子育て支援課長。

○子育て支援課長（中村大輔君） 指定管理の募集するに当たって、設定としては数字は持っているところでありますが、今現在指定管理者の募集前ということで、具体的に幾らの収入を見込んでということがこちらのほうで申し上げられないような状況であります。

以上です。

○委員長（藤原正夫君） ご理解いただけましたか。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） この件については、様々な意見が出ていると思います。確かに利用料金とかいろいろな問題があって、今、谷口委員が言うように、入場料の収入がどうだこうだと細かい部分になろうかと思えますけれども、これ条例だから、運用している過程の中で問題があれば見直しをするということも十分あるわけで、そういう点を考えると、今執行部側が進めているこの事業を進めていくためには、とりあえずこういった条例を制定をして、それに基づいて指定管理をやるという流れがあるので、その過程の中でやはり議会としての役割をしっかりと持ちながら見守っていくということだと思えますよね。

だから、そんな意味において、議員各位もいろいろ意見を出していただきましたから、当局の皆さんもそういう点を十分踏まえる中で今後取り組んでいただければいいかなというふうに思いますので、よろしくお願いします。委員長、よろしく。

以上です。

○委員長（藤原正夫君） これはどうします。要望ではなくて、答弁あれですか。意見としてですか。

〔「答弁を」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原正夫君） 堤こども子育て健康部長。

○こども子育て健康部長（堤 貞治君） ありがとうございます。内藤議員のおっしゃるとおり、こちら側執行するほうもいろいろな意見があるかと思えます。そういった意見をいろいろ取り入れまして、よりよい公園づくり、子育て学習施設を作っていきたいと思えますので、今後いろいろな条例を制定して、今後指定管理者を募集するに当たってこういった条例を作らなければ先に進まないの、進んでいながら、修正するところは修正していくという形で取り組んでいきたいと思えますので、よろしくお願いいたします。

以上になります。

○委員長（藤原正夫君） ありがとうございます。

ということで、条例を制定ですから、先にちょっと前のほうに若尾委員からもそんな意見があつて、いつかしたらそれも見直しもということもあるということで、やってみなければ分からないということで、条例を制定しない限りは指定管理者の募集にたたき台ができないということですので、これもご理解願いたいと思えます。

それとあと、建物全部と公園全部と指定管理するなんていうのは、前回にもその説明も当局側から出ていると思えます。皆さんちょっと間が空くからあれなんですけれども、そんなことですのでよろしくお願いいたしますと思えます。

ほかにご意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原正夫君） なければ委員の質疑を終了します。

これより討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原正夫君） 討論なしと認めます。

これで討論を終了します。

これより議案第47号について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原正夫君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、委員会報告につきましては、ご一任願います。

以上で議案第47号を終わります。

以上をもちまして、本委員会に付託されました議案の審査は全て終了しました。

委員におかれましては、慎重審議ご苦労さまでした。

次に、その他を行います。

子育て支援課よりその他がありますので、説明をお願いいたします。

中村子育て支援課長。

○子育て支援課長（中村大輔君） ありがとうございます。

それでは、その他についてご説明をさせていただきます。

前回、7月25日開催の（仮称）篠原地区公園整備事業特別委員会におきまして、子育て支援課から案件として提出し、議員の皆様から様々なご意見、ご要望をいただきました子ども体験学習施設の愛称募集の件につきまして、いただいたご意見を基に愛称を募集する対象につきまして、当初公園と子ども体験学習施設を合わせた一体的なエリアとしていたところ、それから子ども体験学習施設のみに一部変更をさせていただきましたので、本日も報告をさせていただきますと思います。

経緯につきましては、前回の特別委員会におきまして、公園と施設を合わせた一体的なエリアとして愛称の募集を行う旨の提案をしたところ、愛称だけではなくネーミングライツについても検討してはどうかというご意見を議員の皆様からいただきまして、そのときに「今後検討してまいります」との答弁をしたところであります。

特別委員会の閉会後にネーミングライツに関する協議について、市の幹部も交えた中で行いまして、財政負担の軽減に寄与するということから、導入を図っていくという方針を固めたところであります。

今後、ネーミングライツの愛称が決まりまして両方を併記していくとした場合に、主に企業名となると思うんですけれども、企業名であるネーミングライツプラス公園と施設の一体

型の愛称よりも、ネーミングライツプラス施設の愛称のみ併記した呼び方のほうがより一般的でなじみやすいのではないかということの意見もありまして、愛称を募集する対象につきまして公園と子ども体験学習施設を合わせた一体的なエリアから、子ども体験学習施設のみへと変更をしたところであります。

なお、愛称募集のスケジュールにつきましては、前回の説明と変わらず、10月から広報紙、市のウェブサイト、SNS、また市内の小・中学生、保育園児やその保護者などへの通知によりまして、1か月間募集を行いまして、その後市長をはじめとした市の幹部協議にかけまして、数点の最終候補を選定いたします。その後12月頃になりますが、1か月程度ウェブによりまして投票を実施いたしまして、来年2月頃に子ども体験学習施設の愛称を決定したいと考えておりますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。

その他の報告につきましては、以上となります。

○委員長（藤原正夫君） 報告が終わりました。

説明につきまして質疑等がありましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原正夫君） ちょっと文が長かったけれども……。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 今の募集の経過の中で、投票をするっていうことを聞いたんだけど、投票する、誰か幾つか出てきたものに対して、提案をして、それに対して投票する、そういう認識でいいですか。

○委員長（藤原正夫君） 中村子育て支援課長。

○子育て支援課長（中村大輔君） はい、小・中学生や市民の方からたくさん応募いただきますので、その中から上位ですとかすばらしいものを選んで、それをウェブサイトに載せまして、この中から選んでくださいという形で皆様に投票していただいて、多いものを決定するという形になります。

○委員（内藤久歳君） 了解です。

○委員長（藤原正夫君） よろしいですか。

10月から1か月間だそうです。

よろしいですね。

若尾委員。

○委員（若尾彰子君） 投票についてなんですけれども、たしか最終的に決めるのが、前回の

委員会では篠原のあのエリアの方たちが最終的に決めるというような前回の委員会でのお話で、そこで篠原地区だけの公園ではないので市民全体に最終的な決定を委ねてはどうかというような意見が委員からも出ていたと思うんですが、そのあたりは最終的な決定するのは市民全体ということに変わったんでしょうか。

○委員長（藤原正夫君） 投票だから。

久保都市計画課長。

○都市計画課長（久保欽一君） 今、若尾議員が言われたものは、公園名、公園のエリアの公園の名前のところで私が説明したと思うんですけども、平仮名で「しのはら公園」ということを幹部のほうで庁内で決定をいたしまして、それについて地元でこれでいいかどうかというところをお聞きしたというところでございます。

それで、それが条例上の公園の名称になりますので、そこに当初は子ども体験学習施設も含めた愛称を募集するということでしたんですけども、やはり公園なのか子ども体験学習施設なのかぼやけてしまう。あそこの公園はメインは子ども体験学習施設でございますので、愛称を子ども体験学習施設だけに絞って、ネーミングライツで手を挙げるところもやはりそのほうがこのネーミングライツということで、例えばあそこが、例えばですけども、「おしろらんど」ならぬ「かいらんど」みたいな形になった場合、例えば「ヴァンフォーレかいらんど」みたいな形になるわけですけども、そんな形で、先ほどの若尾委員の言っているものは、しのはら公園という名称をつけたときの経緯でございますので、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（藤原正夫君） よろしいですか。

○委員（若尾彰子君） はい。

○委員長（藤原正夫君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原正夫君） なければ、質疑を終了します。

次に、委員より、その他何かありましたらお願いをいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原正夫君） 事務局より何かありましたらお願いします。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原正夫君） 以上をもちまして本日の日程は全て終了しました。

これをもちまして、（仮称）篠原地区公園整備事業特別委員会を閉会します。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 2時38分